

# 所得税、市・県民税の申告はお早めに

## 円課税課税70・5611

所得税の確定申告は、  
2月18日～3月15日

大和税務署では、表1の日程で市役所に申告窓口を開設します（大和税務署では2月24日と3月3日の各日曜日も確定申告を受け付けます）。

主な収入が事業所得、不動産所得、分離課税所得、退職所得の方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除、寄附金控除を受ける方は、税理士が同署に申告相談してください。

持ち物は▼印鑑▼24年分源泉徴収票▼支払社会保険料の年間集計額（国民年金保険料がある場合は、支払の証明書）※国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせは、1月下旬までに郵送します▼各種控除証明書▼23年分の確定申告をしていない方は、その控除申告する方の銀行など口座番号の控え（還付の場合に必要）▼申告書（届いた方のみ）▼医療費控除を受ける方は24年中の医療費の領収書、健康保険などの補てん金額の分かるもの。

お願い  
期間中は駐車場が混雑するので、バスなどの交通機関を利用してください。

大和税務署で  
還付申告受付中

同署では1月から還付申告を受け付けています。給与所得者や年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などや、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方が対象です。自書や確定申告書作成コーナーで作成した申告書を郵送で提出することもできます。封筒に申告者の住所、氏名を記入し、税務署へ郵送してください。確定申告書等の控が必要な場合は、返信先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。土地・建物・株式などの売却・贈与を受けた方は同署資産課税部門☎046・262・9411へ問い合わせください。

期間中は大変混み合いますので、還付申告は早めに行ってください。閉庁日の土・日曜日と祝日に申告書を提出する方は、同署に備え付けの「時間外収受箱」を利用するか郵送してください。

便利でお得なe-Tax  
(所得税電子申告)

■手続きは簡単  
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成したデータを直接申告できます。

■最高3千円の税額控除  
本人の電子署名・電子証明書を付して電子申告をすると、最高3千円の所得税の税額控除を受けることができます（19年～23年分です）。税額控除を受けた方は、受け付けは、2月15日～3月15日（窓口棟2階11番窓口）、2月18日～3月15日は市役所7階市民展示ホールで行います（土・日曜日を除く）。

■添付書類の提出・提示は不要  
医療費の領収書や源泉徴収票などを提出する代わりに、記載内容を入力して送信することが出来ます（確定申告期限から3年間は、添付書類の提出や提示を求められることがあります）。

■還付金の処理が早い  
約3週間程度処理されます。詳しくは[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)か大和税務署☎046・262・9411。

### 確定申告無料相談

税理士などによる年金・給与所得者の所得税の無料相談を行います（受付日時、場所は表1のとおり）。譲渡所得、初年度の住宅借入金等特別控除・贈与所得、青色申告など相談内容が複雑な場合はご遠慮ください。

### 市・県民税の申告

所得税の確定申告をする必要のない方も、市・県民税の申告は必要です。申告の内容が25年度市・県民税を計算するための基礎資料となるばかりでなく、介護保険・国民健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料にもなるので申告してください。

①同一世帯で扶養されて

いる②昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与と支払報告書が勤務先から市に提出されているのいずれかに該当する方は不要です。受け付けは、2月15日（金）までは市役所課税課市民税担当（窓口棟2階11番窓口）、2月18日～3月15日は市役所7階市民展示ホールで行います（土・日曜日を除く）。



## 市・県民税の申告が必要か確認をお願いします

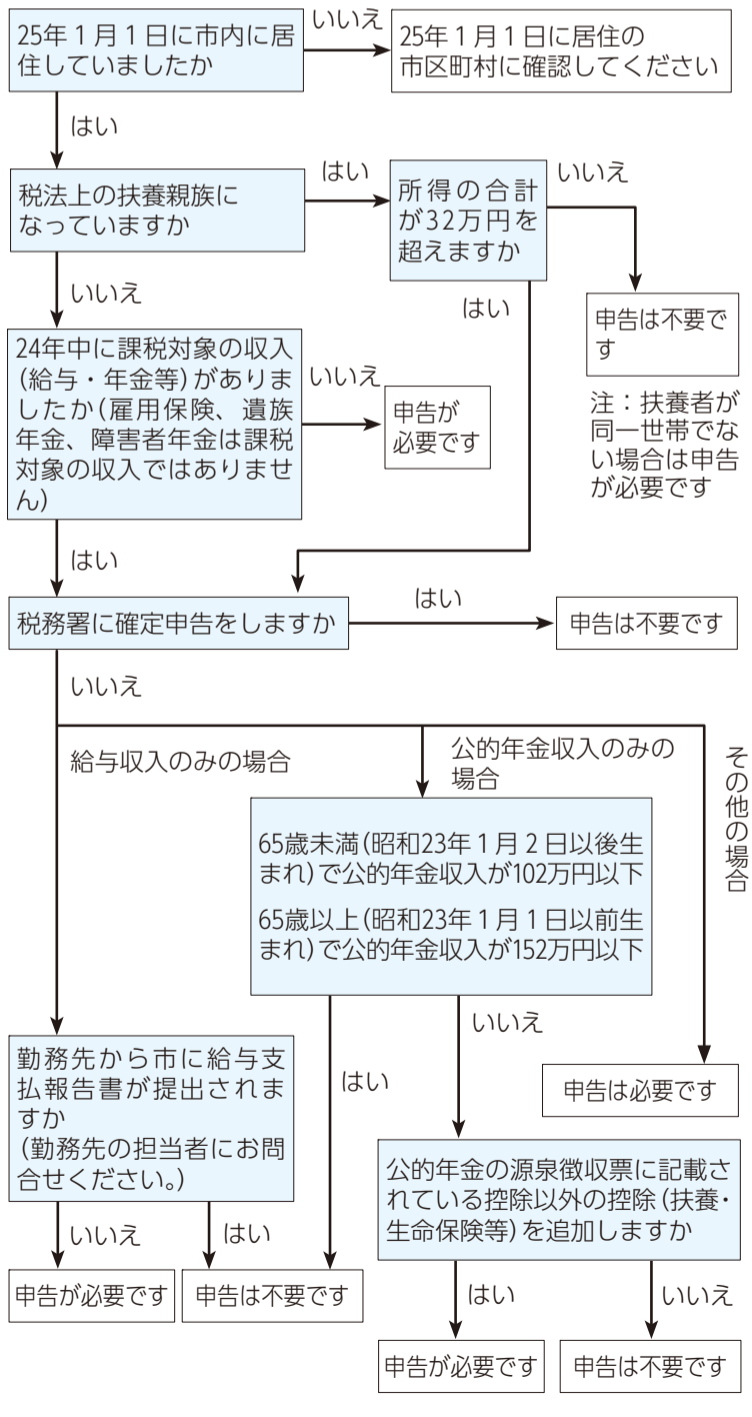


表1 市役所に開設する所得税の申告窓口・確定申告無料相談

実施日	受付時間	場所	対象
2/6(水)	9:00~11:30 13:00~15:00	市役所7階市民展示ホール	(所得) 給与・年金・一時以外は受け付けできません。(控除) 医療費、社会保険料、生命保険料など ※2月6・8・12日は提出のみの場合は、J1-1会議室。 受付時間は9:00~11:30 ※土・日曜日は除く
2/8(金)	9:00~11:30 13:00~15:00		
2/12(火)	9:00~11:30 13:00~15:00		
2/18(月)~3/15(金)	8:30~11:00 13:00~15:30		

※混雑状況により受付締切時間が早まる場合があります  
※相談後の確定申告は電子的送付を行います

表2 確定申告などに関する問い合わせ先

内容	受付時間	対象
確定申告 譲渡所得	2/18(月)~3/15(金)	大和税務署 ☎046・262・9411 (自動音声による番号選択)「0」を選択→確定申告に関する相談
贈与税	2/1(金)~3/15(金)	「1」を選択→税金に関する一般的な相談
消費税	4/1(月)まで	「2」を選択→大和税務署にご用の方

## 一部のサービス介護利用料なども確定申告の医療費控除の対象です

訪問看護など一部の介護サービスの利用者負担分が医療費控除の対象となります。

サービス事業者が発行する領収証（対象となる旨の記載があります）を添付して申告してください。おむつ代の医療費控除を受けて2年以降の方に、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりとなる「介護保険主治医意見書内容確認証明書（医療費控除証明書）」を交付します。要介護認定を受け、一定の要件を満たす方は障害者控除を受けられます。控除に必要な「要介護認定者における障害者控除対象者認定書」を交付しますので、必要な方は高齢介護課に申請してください。

同課 ☎70・5636。